

1. 事業主体概要

事業主体名：社会福祉法人 フェローズ

理事長：増島 啓子

所在地：神奈川県横浜市神奈川区西寺尾2-33-9-101

資産の総額：金308,723,496円

法人の理念：尊重、温もり、交流

2. ホーム概要

ホーム名：フェローズガーデン西寺尾

当ホームに2つの共同生活住居を設ける。

共同生活住居：もみじ (2階建の1階部分)

共同生活住居：いちょう (2階建の2階部分)

ホームの目的：要支援2以上の認定を受けた認知症の高齢者に対して、個室を提供し自立した生活を送れるよう支援します。

ホームの運営方針：家庭的な雰囲気を持ち、利用者の持っている能力を生かして共同生活を続け、自立した生活を送れるように支援します。また、利用者の人間性を尊重し、生活履歴に応じた適切な介護を提供できるよう、個別に介護計画を作成します。

管理者：1名(管理者研修終了者)

計画作成者：もみじ 1名(介護支援専門員)

いちょう 1名(介護支援専門員)

開設年月日：平成17年3月1日

保険事業者指定番号：1470201110

所在地：神奈川県横浜市神奈川区西寺尾2-34-7

電話：045-439-7255

FAX：045-439-7256

交通の便：JR横浜線「大口」駅下車徒歩12分、市営バス213系統「西寺尾の丘公園」下車徒歩1分

建物の概要：構造…木造2階建て 一部鉄骨造 延床面積…559.26㎡

居室の概要：個室数 もみじ9室、いちょう9室 合計18室

個室の面積：各10.1㎡

共用施設の概要：居間、食堂、キッチン、脱衣室、浴室等 共用部分面積 343.2㎡

1階もみじ171.6㎡ 2階いちょう171.6㎡

緊急対応方法：利用者の容態に急変等が生じた場合は、協力医療機関「綱島ホームケアクリニック」に連絡し、必要な処置を受け、迅速に対応します。

防犯防災設備：建物は準耐火建築物で、火災報知器、消火器はわかりやすいところに備えてあります。

避難設備等の概要：非常階段が完備、定期的に避難訓練を行います。

損害賠償責任保険の加入先：三井住友海上火災保険(株)

3. 職員体制(主たる職員、職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) (1階：もみじ)

管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

計画作成担当者 1名（常勤）

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下、「認知症対応型共同生活介護計画等」という。）の作成等を行う。

介護従業者 常勤換算 7名以上

介護従業者は、認知症対応型共同生活介護計画等に基づき、認知症対応型共同生活介護等の業務に当たる。

(2)（2階：いちょう）

管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

計画作成担当者 1名（常勤）

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画等の作成等を行う。

介護従業者 常勤換算 7名以上

介護従業者は、認知症対応型共同生活介護計画等に基づき、認知症対応型共同生活介護等の業務に当たる。

4. 勤務体制

(1)（1階：）もみじ

昼間の体制：9：00～18：00 2人ないし3人

夜間の体制：18：00～翌9：00 1人ないし2人

(2)（2階：いちょう）

昼間の体制：9：00～18：00 2人ないし3人

夜間の体制：18：00～翌9：00 1人ないし2人

5. 利用定員

利用定員：もみじ9人、いちょう9人 総定員18人

6. ホーム利用にあたっての留意事項

食 事：入居者の皆さんから出来る範囲でのご協力を頂き、食事を一緒に取ります。

面 会：面会には、できるだけ頻繁にお越し下さるようお願いいたします。利用者のご家族とは、スタッフ一同、家族のようなお付き合いをさせて頂きたいと思っております。なお、午前9時前及び午後6時以降のお越しのときは、あらかじめ管理者にお申し出下さい。

外出・外泊：外出または外泊の際は、食事中止のこともありますので事前にスタッフにお申し出下さい。付添いの方とご一緒に行動なさるようお願いいたします。

所持品の持込：日常生活に必要なものについては、各自ご自分のなじみの物を持ち込んで下さい。これまでの生活の延長として生活して下さることをスタッフ一同願っております。

なお、次に挙げるものは持ち込むことが出来ません。

危険物等、たばこ等（館内は全面禁煙）、ペット等、アルコール類

7. サービスおよび利用料等

保険給付サービス：食事、排泄、入浴（清拭）、着替えの介助、日常生活の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等。

上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額（厚生労働省令により変動あり）が自己負担となります。

介護保険給付の対象サービスについては、利用料金の9割（2割負担の利用者の場合は8割、3割負担の利用者の場合は7割）が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の約1割（2割負担の利用者の場合は2割、3割負担の利用者の場合は3割）の金額となります。

基本料金：1か月当たりの自己負担分

要介護度	基本単位数	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要支援2	749単位	24,088円	48,176円	72,264円
要介護1	753単位	24,217円	48,433円	72,650円
要介護2	788単位	25,342円	50,648円	76,026円
要介護3	812単位	26,114円	52,228円	78,342円
要介護4	828単位	26,629円	53,257円	79,886円
要介護5	845単位	27,176円	54,351円	81,526円

初期加算：入居した日から30日間、1日につき30単位を加算。

入院時費用：1日につき246単位（月に6日を限度）

医療連携体制加算：1日につき37単位を加算。

協力医療機関連携加算：月に100単位を加算。

介護職員処遇改善加算：所定単位数に加算率17.8%を乗じた単位数で加算。

科学的介護推進体制加算：月に40単位を加算。

認知症対応型認知症専門ケア加算Ⅰ：1日につき3単位

看取り介護加算：看取りを行う場合に加算。

若年性認知症利用者受入加算：1日につき120単位

なお、介護保険の料金は、法令の改正があった場合、それに従って改定いたします。

利用料：1か月当たりの利用料

家賃	40,000円/月
食材料費	30,000円/月
水道光熱費	20,000円/月
管理費	20,000円/月
合計	110,000円/月

食材料費の内訳は、朝食300円、昼食300円、夕食300円、おやつ代100円です。

1日 1,000円×30日=30,000円

水道光熱費の内訳は、電気代10,000円、ガス代5,000円、水道代5,000円です。

水道光熱費については、冬季等著しく高額になる時、実費に応じてご負担頂く場合があります。

医療費については、「後期高齢者医療負担金」などを別途ご負担して頂きます。

やむを得ず利用料を改定する場合は、理由を明確にした上、2ヶ月以上前に書面にて連絡いたします。

趣味嗜好品・理容代・特別行事費・特別日用品・オムツ代等につきましては、実費をご請求させていただきます。

す。

敷金：利用者は、敷金として、250,000円を預託します。敷金は退去時に居室清掃料などを支払うとともに未払いの利用料を清算した上で残額を返還させていただきます。

なお、個室及び共用部分に通常の利用による減耗を超える減耗があった場合、その補修費用として実費を徴収させて頂く場合があります。費用が敷金の額を超える場合には、追加徴収する場合があります。これらの実費徴収は、利用者及び家族の同意を得た上で行います。

利用料の支払い：利用料の支払いは、毎月末締めとし、請求月の27日に自動引落となります。また、毎月15日までに利用料等を請求いたします。

8. 協力医療機関

網島ホームケアクリニック

診療科目…内科、在宅医療

協力医師…林 孝平 訪問程度 月2回

井澤歯科医院

診療科目…歯科

協力医師…井澤 圭詞 訪問程度 必要時

川田薬局

サービス…居宅療養管理指導

訪問程度 月2回

9. 非常災害対策

- (1) 認知症対応型共同生活介護等の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。
- (2) 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。
- (3) 事業所は、台風や集中豪雨等による浸水被害の発生に備え、水防法に基づく避難確保等（避難確保計画の策定、避難訓練の実施、自衛水防組織の設置等）の必要な措置を講ずる。
- (4) 事業所は、台風や集中豪雨等による土砂災害の発生に備え、土砂災害対応マニュアルの策定、避難訓練の実施等必要な処置を講ずる。

10. 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

11. 緊急時等における対応方法

従業者は、認知症対応型共同生活介護等の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は事業所が定めた協力（歯科）医療機関に連絡し、受診する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者及び利用者家族に報告しなければならない。

12. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。
- (2) 事業所は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- (3) 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

13. 身体的拘束等の適正化に向けた取組み

- (1) 事業所は、認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行

為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- (2) 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。
- (3) 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- (4) 事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。
- (5) 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護事業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

1.4. 苦情相談機関

実施体制：利用者ならびにその家族などからの苦情を解決するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置します。

苦情解決責任者：苦情解決の責任主体を明確にする者は、管理者とします。

苦情受付担当者：利用者ならびにその家族などが苦情の申し出を受け付ける者は、リーダーとします。

第三者委員：苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進する者は、五里守千恵子と関口泰子とします。

苦情の申出および受付：利用者ならびにその家族などは、随時、口答または文書によって苦情を申し出ることができます。文書で苦情を申し出の場合は、「苦情申出書」により行なって下さい。苦情は苦情受付担当者のみならず、第三者委員に対しても申し出ることができます。

外部苦情申し立て機関：横浜市 はまふくコール（横浜市苦情相談コールセンター）

所在地：〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

電話：045-263-8084

神奈川県役所 福祉保健センター 高齢障害支援課

所在地：〒231-0003 横浜市神奈川区広台太田町3-8

電話：045-411-7019

神奈川県国民健康保険団体連合会

所在地：〒220-0003 横浜市西区楠町27-1

電話：045-329-3447

苦情を申し立てた事によって、退去を迫られる等の不利益を受けることはありません。

1.5. 第三者評価の実施

R コーポレーション株式会社 令和5年8月9日実施

評価結果の開示…介護サービス情報公開サービスにて公開

1.6. その他重要事項

当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修（虐待、身体拘束、個人情報扱い、事故発生時、非常災害対策、感染症予防、等）の

研修を 採用後 1 か月以内に実施。

(2) 経験応じた研修随時

職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

重要事項説明書を式通作成し、利用者及び利用者代理人、事業者は記名押印の上、各自その壺通を保有す